

平成 28 年度 大熊町町政懇談会

次 第

進行：総務課長 吉田真之

1 開 会

2 主催者あいさつ

町長 渡辺利綱

3 説 明

- (1) 企画調整課
- (2) 税 務 課
- (3) 生活支援課
- (4) 環境対策課
- (5) 復興事業課
- (6) 産業建設課

4 質疑応答

5 閉 会

国の帰還困難区域の取扱いに関する考え方について

東日本大震災並びに原子力発電所の事故から6年目を迎えることから、国は、帰還困難区域の今後の取り扱いについて、政府与党や被災自治体からの要望等を踏まえ、8月31日にその考え方を公表しました。

大熊町としては、その内容に不満は残りながらも、早期の町土復興・復旧のために国の考え方を概ね承諾することとしました。

ただし、今回の考え方は、基本的には大まかな方針的なものとなっておりますので、今後は、その詳細を詰めるため国と協議を行ってまいります。

1. 経過

- 8月5日 自民党・公明党の東日本大震災加速化本部長から「帰還困難区域の取扱い（案）」について、帰還困難区域を抱える7市町村に対し7項目が示され、意見を求められた。
- 8月8日 議会全員協議会にて概要・スケジュールを説明し、各議員より意見をいただくこととした。
- 8月16日 議会からの意見を踏まえ、町の意見を福島県に対し提出すると共に、福島県を通して同意見を自民党・公明党の東日本大震災加速化本部長へ要望した。
- 8月17日 7市町村の考えを福島県が取りまとめを行い、自民党・公明党の東日本大震災加速化本部長へ要望書を提出した。
- 8月24日 自民党・公明党の東日本大震災加速化本部が「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言」を公表
- 8月31日 国が「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を公表

2. 大熊町から自民党・公明党の東日本大震災加速化本部への要望概要

- ・帰還困難区域全域の除染
- ・長期避難を強いられている住民への最大限の支援
- ・今後の復旧・復興を大熊町の実情に応じたものとする

3. 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」のポイント

- ・ 帰還困難区域の中に居住を可能とすることを旨とする「復興拠点」を適切な範囲で設定し、5年を目途に整備する。「復興拠点」の設定は、町が計画を策定し、それを国が認定する。
- ・ 町が策定する計画は、放射線量の低下状況や復興の進捗等を踏まえ、見直すことができる。
- ・ 町が帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想を定めた場合は、国はこれを踏まえ、中長期的な復興のための施策につなげる。
- ・ 帰還困難区域の避難指示解除準備区域又は居住制限区域への見直しは行わない。
- ・ 帰還困難区域内に設定した「復興拠点」の整備が概ねできた段階で、当該地区の避難指示を解除する。
- ・ 地元を離れて生活をする方々に対して、避難先での生活再建支援の強化を検討する。
- ・ 帰還困難区域は、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む決意である。

4. 今後のスケジュール

- ・ 「帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想」と「復興拠点等を整備する計画」策定のため、国と協議中。
- ・ 平成29年度のできるだけ早期に「復興拠点等を整備する計画」を策定し、帰還困難区域の復興事業に着手する。

家屋損壊調査のご案内

大熊町役場 税務課

町では、これまで放射線量が高い帰還困難区域での、り災状況確認のための家屋の損壊調査を見送っていましたが、避難当初に比べ、ある程度空間線量率が低下したことから、平成27年度より希望に応じて順次調査を行っております。

帰還困難区域に家屋を所有されていた方、若しくは住んでいた方で、り災証明書の発行を希望される方は、別紙申請書に記載の上、お早めに申し込まれるようお知らせいたします。

- 例) ・被災者生活再建支援制度を利用される方。
- ・将来、家屋の取り壊しを希望される方。
- ・会社等の保険請求で「り災証明書」が必要になる方。

調査概要

- ◎ 調査は町より委託を受けた建築士が行います。
- ◎ 家屋の損壊調査は、外観と内部の両方を調査しますので、所有者若しくは居住者の立ち会いが必要となります。
アパートや一戸建ての貸家等の所有者が立ち会いを希望する場合は、必ず入居者の方から部屋への立入りの許可を取ってください。
- ◎ 調査対象は、地震及び津波の被害を受け損壊した箇所のみとなります。
※永年経過による荒廃、雨漏りによる天井・床等の損壊、動物の糞尿等による被害については、解体を希望される場合のみに適用（緩和補正）となりますのでご了承ください。
- ◎ 調査は各週の土日（土日は月1～2回程度調査）祝祭日を除く月曜日から金曜日（9:30～14:00）の1日5世帯を予定しております。
調査の立会いの際には立ち会い希望者ご自身での一時帰宅の立入り申請が必要となります。
ただし、水曜日と木曜日に立ち会いを希望する場合は、一時帰宅による立ち入りが出来ませんので、家屋調査立会用の通行証を大熊町より発行いたします。

◎ 別紙申請書を提出された方につきましては、追って調査（立ち会い）予定日を町から電話にてご連絡いたします。

なお現在、申し込みが殺到しており希望される調査時期どおり調査できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

取り急ぎ災証明書が必要で早めの調査を希望される方につきましては、被災家屋調査申請書の余白にその理由を記載して提出してください。

◎ 調査対象家屋の数が多いため、帰還困難区域の被災家屋の調査期間につきましては3年程度（平成29年度まで）を予定しております。

家屋の早期取り壊し等が予想される中間貯蔵予定地区及び除染拡大地区、またそのまま放置しておく倒壊等の危険のある家屋を優先的に調査いたします。

以上、ご不明な点がございましたら税務課までお問い合わせください。

大熊町役場税務課
電話：0120-26-3844

生活サポート補助金について (中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金)

東日本大震災と原発事故に起因し、町内に中間貯蔵施設等が整備されることになった現状を踏まえ、避難を余儀なくされた町民の生活を支援するため、大熊町と双葉町が共同で、平成 28 年度から、新しく始めた補助制度です。

※制度の詳しい内容や、申請方法については、9 月末に対象世帯に郵送させて頂きました「生活サポート補助金 申請解説書、記入ガイド」をご参照願います。

【制度の概要】

- 1 補助対象者：震災当時（平成 23 年 3 月 11 日）に大熊町に住民登録があった方で、申請対象年度の 4 月 1 日時点でご存命の方。
- 2 補助の内容
 - (1) 補助の対象となる経費
例) 友人・知人間との往来に要する交通費・宿泊費、
風評被害対策の一環として購入する福島県産品の購入費、
高齢者のタクシー利用費、就業のための資格取得費 など
 - (2) 補助金額
補助対象経費の支出実績に基づき、対象者 1 人につき年間 10 万円を上限に補助
 - (3) 補助の期間
平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間
(申請は、対象年度の翌々年度末まで受付)

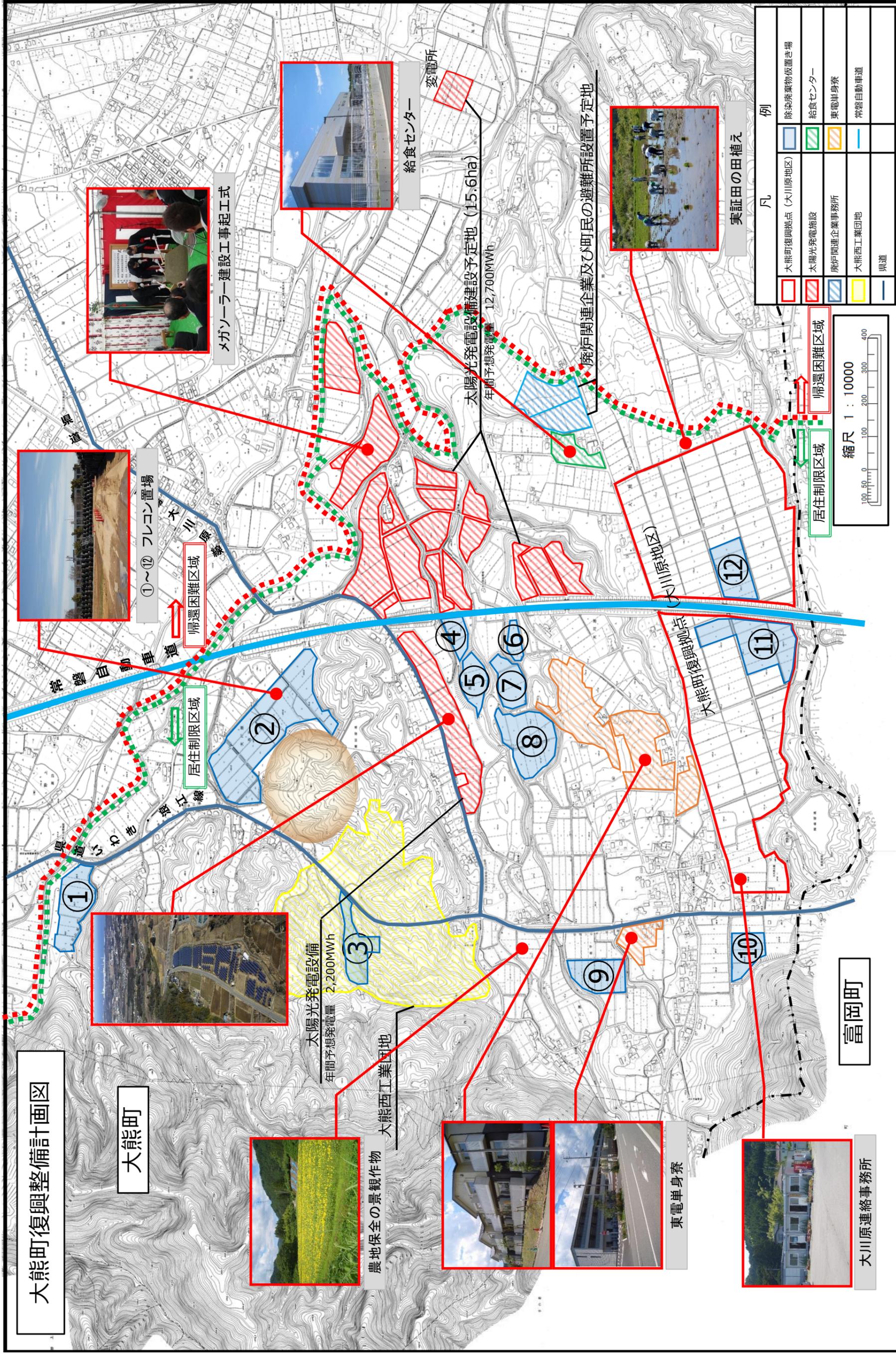
【申請を支援します】

- 1 「生活サポート補助金」コールセンター 0120-090-104
(月～金 午前 9 時～午後 6 時 (土・日・祝日、12/29～1/3 を除く))
- 2 役場相談窓口：会津若松出張所 生活支援課内
いわき出張所 専用窓口
- 3 説明会の開催：10/4 より、県内外にて計 25 回開催予定

大熊町復興整備計画図

大熊町

富岡町



①~⑫ フレコン置場

メガソーラー建設工事起工式



農地保全の景観作物



東電単身寮



大川原連絡事務所



給食センター

変電所



実証田の田植え

太陽光発電設備
年間予想発電量 2,200MWh

太陽光発電設備建設予定地 (15.6ha)
年間予想発電量 12,700MWh

廃炉関連企業及び町民の避難所設置予定地

凡 例	
	大熊町復興拠点 (大川原地区)
	除染廃棄物仮置き場
	太陽光発電施設
	給食センター
	焼炉関連企業事務所
	東電単身寮
	大熊西工業団地
	帰還困難区域
	帰還困難区域
	居住制限区域
	大熊町復興拠点
	大川原地区
	常盤自動車道
	県道



◎町政懇談会配布資料

産業建設課

○イノシシ捕獲事業(平成28年度)

10月4日時点

実施区域	事業主体	捕獲方法	捕獲頭数
帰還困難区域	環境省	箱わな(11基)	136頭
居住制限区域	大熊町	箱わな(10基)	22頭
避難指示解除準備区域	福島県	箱わな(7基)	1頭

○太陽光発電事業

1.「大熊ふるさと再興メガソーラー発電所」

事業者	福島発電株式会社
事業地・面積	大熊町大字大川原字西平地内 約3.2ha
想定年間発電量	約2,200MWh(一般家庭消費電力 約600世帯分に相当)
発電開始時期	平成27年12月より発電開始

2.「大熊エネルギー・メガソーラー発電所」

事業者	大熊エネルギー合同会社
事業地・面積	大熊町大字大川原字西平地内 約16ha
想定年間発電量	約12,700MWh(一般家庭消費電力 約3,500世帯分に相当)
発電開始時期	平成29年7月より発電予定

○営農再開支援事業

事業内容	除染後の農地を耕起・除草、保全管理を目的とする。
事業実施主体	大熊町農業復興組合
事業地	中屋敷地区・大川原地区
実績 (平成27年度)	耕起(年3回) 約85ha(延べ面積) 除草(年2回) 約114ha(延べ面積)

○防火帯設置工事事業

事業内容	防火対策として除草を実施、防火帯を設けることを目的とする。		
事業実施主体	大熊町		
実績面積 (平成27年度)	農地・畦畔	83,065㎡	合計面積 (155,618㎡)
	道路	72,553㎡	

